

都市計画法第17条第1項の規定に基づく都市計画変更の理由書

1. 案件名

函館圏都市計画道路の変更（北海道決定）

2. 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

3. 都市計画変更の内容

3・6・8 2号臨空工業団地通：一部区域の変更（湯の沢川橋橋脚の変更）

4. 都市計画変更の理由

都市計画道路3・6・8 2号臨空工業団地通において、湯の沢川橋橋脚の施工中、橋脚基礎地盤面に脆弱な箇所が確認された。

詳細検討の結果、必要な支持力を得るため、橋脚の基礎形状を強固な支持地盤面に定着させるよう変更する必要性が生じたことに伴い、当該道路の一部区域を拡大変更する。